

西東京市建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の規定に基づく認定基準

第 1 運用方針

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 43 条第 2 項第 1 号の規定に関し、次の基準の一に該当するものは、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして認定審査を行うものとする。

なお、「道」とは、法第 42 条各項各号に該当しない道、通路等をいう。

第 2 基準

基準 i 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「規則」という。）第 10 条の 3 第 1 項第 1 号に該当し、かつ、敷地と道路との間に次の各号のいずれかに該当するものが存在する場合で、避難及び通行上支障がない道路に有効に接続する幅員 4 メートル以上の通路が確保されている敷地

- (1) 一般の通行の用に供されている又は管理者の占用許可、承諾若しくは同意が得られた水路
- (2) 地方公共団体が管理する認定外道路等
- (3) 都市計画事業等により、道路に供するため事業者が取得した土地

基準 ii 規則第 10 条の 3 第 1 項第 1 号に該当し、地方公共団体から管理証明が得られた幅員 4 メートル以上の道に 2 メートル以上接する敷地

基準 iii 規則第 10 条の 3 第 1 項第 2 号に該当するもので、次の各号に該当する幅員 4 メートル以上の道に 2 メートル以上接する敷地

- (1) 東京都建築安全条例（昭和 25 年東京都条例第 89 号）第 82 条に適合するもの
- (2) 指定道路取扱基準（平成 30 年 8 月 15 日付 30 西都指第 156 号）第 3 章第 1 に適合するもの

第 3 その他

本認定基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、制定の日（平成31年 2 月19日）から施行する。

附 則

この基準は、令和 5 年 6 月 5 日から施行する。